新設分割に係る事前開示事項

2026年10月26日

株式会社きちりホールディングス

2026年10月26日

新設分割に係る事前開示事項

大阪府大阪市中央区安土町二丁目３番13号
株式会社きちりホールディングス
代表取締役社長　平川　昌紀

株式会社きちりホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2026年９月７日開催の取締役会において、当社の地方創生事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決議し、同日付で新設分割計画書（以下「本計画書」といいます。）を作成いたしました。本件分割に関する会社法第803条第１項及び会社法施行規則第205条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

本書面は、会社法第803条第１項に基づき2026年９月22日から当社本店に備え置くべきものでしたが、当社の手続上の不備により備置が遅延したため、本日より備置を開始いたします。なお、本件分割は2026年10月１日に効力が発生しております。

記

１．新設分割計画の内容（会社法第803条第１項第２号）

本件分割に係る新設分割計画書は、別紙のとおりです。

２．会社法第763条第１項第６号から第９号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第１号）

（１）交付する株式の数の相当性

本件分割に際して、新設会社は普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に対して割当交付します。本件分割は当社単独による新設分割であり、新設会社の発行済株式の全てを当社が保有することとなるため、交付する株式の数の多寡によって当社及び当社株主の利益が損なわれることはありません。新設会社の資本金の額等を勘案して上記株式数を決定したものであり、相当であると判断しております。

（２）資本金及び準備金の額の相当性

本件分割により設立する新設会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

①　資本金　　：10,000,000円
②　資本準備金　：０円
③　利益準備金　：０円

上記の額は、会社計算規則の定めに従い、新設会社の事業規模及び今後の機動的な資本政策等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

３．会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第２号）

新設会社は、本件分割に際して、当社の新株予約権者に対し、その新株予約権に代わる新設会社の新株予約権を交付いたしません。したがって、該当事項はありません。

４．会社法第763条第1項第12号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法施行規則第205条第３号）

本計画書には、本件分割に際して剰余金の配当又は全部取得条項付種類株式の取得を行う旨の定めはありません。したがって、該当事項はありません。

５．他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第４号）

本件分割は当社単独による新設分割であるため、該当事項はありません。

６．新設分割株式会社に関する事項（会社法施行規則第205条第５号）

（１）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社の最終事業年度（2026年６月期）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、本件分割を除き、ありません。

なお、当社は、2026年９月７日開催の取締役会において、剰余金の配当（配当金の総額56百万円）を決議しております。

７．新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割株式会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第６号）

（１）新設分割株式会社について

当社の2026年６月30日現在の貸借対照表における資産の額は2,935百万円、負債の額は797百万円、純資産の額は2,138百万円です。

また、2026年６月30日現在の貸借対照表を基準として算出した、当社が新設会社に対して承継させる資産の額は87,451千円、負債の額は86,050千円であり、当社の資産及び負債の規模に比して僅少です。

本件分割後の当社の損益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件分割後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）新設分割設立会社について

本件分割において、新設会社が当社から承継する資産の額は87,451千円、負債の額は86,050千円（いずれも2026年６月30日現在の帳簿価額）であり、本件分割の効力発生日における新設会社の資産の見込額は負債の見込額を上回っております。

本件分割後の新設会社の損益状況及びキャッシュ・フローの状況について、新設会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。なお、本計画書第６条第２項に基づき、新設会社は当社の債務を重畳的に承継し、当社は新設会社と連帯してその弁済・履行の責任を負います。

従いまして、本件分割後における新設会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

８．備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合における変更後の当該事項（会社法施行規則第 205 条第７号）

本件分割の効力発生日において新設会社が承継した資産及び負債の額（2026 年９月 30 日現在の帳簿価額）は、資産 262,605 千円、負債 213,780 千円です。当該金額を前提としても、上記７．の判断に変更はありません。

以上

新設分割計画書

当社は、当社がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条　当社は、本計画の定めるところに従い、当社の地方創生事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）をする。

（新設会社の定款）

第２条　新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の新設会社の定款で定める事項は、別紙１のとおりとする。

（新設会社が本分割に際して発行する株式の数及び割当て）

第３条　新設会社は、本分割に際して、当社に対し、本分割により承継する権利義務に代わり、新設会社の株式１，０００株を交付する。

（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第４条　新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）　資　本　金：金１，０００万円

（２）　資本準備金：金０円

（３）　利益準備金：金０円

（設立時の取締役及び監査役等）

第５条　新設会社の設立時代表取締役、設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役・設立時代表取締役：　松藤　慎治

設立時取締役　　：　平川　昌紀

設立時取締役　　：　宮本　真生

設立時監査役　　：　長鋪　潤

（本分割により承継する権利義務）

第６条　新設会社が本分割により当社から承継する権利義務（資産、負債、契約上の地位及び許認可等を含む。）は、別紙２に記載のとおりとする。

２　新設会社は、別紙２に定める債務について、当社から重畳的に承継するものとし、当社は、新設会社の成立の日以後、当該債務について、新設会社と連帯して、その弁済・履行の責任を負うものとする。ただし、当該債務について、当社が弁済その他の負担をした場合は、当社は、新設会社に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。

（本分割の承認決議）

第７条　当社は、会社法第８０５条の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく、本計画に関する取締役会決議をもって本分割（簡易分割）を行う。

（本分割の効力発生日）

第８条　新設会社の設立日（本分割の効力発生日）は、２０２６年１０月１日とする。ただし、本分割の手続き上の必要性その他の理由により必要があるときは、当社は、取締役会決議をもってこれを変更することができる。

（競業避止義務の不存在）

第９条　当社は、新設会社の設立日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（分割条件の変更及び本分割の中止）

第10条　本計画の作成の日から新設会社の設立日に至るまでの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

（規定外事項）

第11条　本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

以上、本計画を証するため、本書を作成する。

２０２６年9月７日

当社：大阪府大阪市中央区安土町二丁目３番１３号
株式会社きちりホールディングス
代表取締役社長CEO 兼 COO　　平川　昌紀

別紙１

株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙ 定款

第１章　総　則

（商号）
第 １ 条　当会社は、株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙと称する。

（目的）
第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　ふるさと納税制度に関する事務代行及びコンサルティング業務
（２）　移住・定住促進に関する企画及び運営業務
（３）　飲食店等の企画、運営及び経営指導業務
（４）　ライセンス事業の企画、運営に関するコンサルティング業務
（５）　インターネット広告、ＳＮＳ運用代行その他デジタルマーケティング業務
（６）　地域産品の販売促進及びプロモーション業務
（７）　地域活性化に関する事業全般
（８）　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）
第 ３ 条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機　関）
第 ４ 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役

（公告方法）
第 ５ 条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、５０００株とする。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社取締役会の承認を受けなければならない。

（株券の不発行）
第 8 条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）
第 9 条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第 10 条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第 11 条　前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）
第 12 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項のほか、株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出）
第 13 条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第３章　株主総会

（招集）
第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。
（招集手続）
第 15 条　株主総会を招集するには、株主総会の日の１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対し招集通知を発する。
２　前項の招集通知は、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。
３　第１項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）
第 16 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第 17 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）
株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は法定代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　株主総会以外の機関

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任）
第 20 条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半

数をもって行う。
２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 21 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
３　増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって取締役の中から代表取締役１名を選定する。

（取締役会の招集権者および議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合は、この限りではない。

（取締役会の議事録）
第27条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印を行う。

（取締役の解任）
第 28 条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の多数をもって行う。

（報酬等）
第 29 条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 30 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

（取締役会規程）
第 31 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　監査役

（員　数）
第 32 条　当会社の監査役は、１名以上とする。

（選　任）
第 33 条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任　期）
第 34 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報 酬 等）
第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 36 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

第６章　計　算

（事業年度）
第 37 条　当会社の事業年度は、年１期とし、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。

（剰余金の配当等）
第 38 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して行う。
２　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）
第 39 条　剰余金の配当がその支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第７章　附　則

（設立時に発行する株式）
第 40 条　当会社の設立に際して発行する株式の総数は１，０００株とし、その発行価額は１株につき金１万円とする。

（設立時の資本金および資本準備金）
第 41 条　当会社の設立時の資本金の額は金１，０００万円とし、設立時の資本準備金の額は金０円とする。

（最初の事業年度）
第 42 条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和９年６月３０日までとする。

（設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役）
第 43 条　当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役・設立時代表取締役：　松藤　慎治
設立時取締役：　平川　昌紀
設立時取締役：　宮本　真生
設立時監査役：　長鋪　潤

（定款に定めのない事項）
第 44 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社きちりホールディングスは、新設分割による株式会社Ｅｎｂｕｄｄｙの設立のため、本定款を作成し、これに記名押印する。

２０２６年9月7日

株式会社きちりホールディングス
代表取締役社長CEO兼COO　平川　昌紀

別紙２

承継権利義務明細表

新設会社が本分割により当社から承継する当社の地方創生事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務（資産、負債、契約上の地位及び許認可等を含む。）は、次のとおりとする。

（１） 資　産

2026年6月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した本事業に関する次に掲げる資産

①現金及び預金
②売掛金
③立替金
④前払費用
⑤未収入金

（２） 債　務

2026年6月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した本事業に関する次に掲げる債務

①未払金
②未払費用
③預り金

（３） 雇用契約

次に掲げる当社の従業員との間で締結している労働契約

①　本事業に主として従事する従業員であって、別紙３に記載の者

（４） 認証等

プライバシーマーク（登録番号：第２０００３１１４（０１）号）

（５） その他

当社が本事業に関して締結している売買基本契約、賃貸借契約、業務委託契約、秘密保持契約その他一切の契約（当社の従業員との間の労働契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

以上

別紙３

当社から新設会社へ労働契約が承継される者

・本事業に主として従事する当社従業員　15 名
（個人情報保護の観点から、氏名の記載は省略しております。）

以上